

# オンライン学習型リ・スキリング事業実施要領

## (目的)

第1条 県内企業の生産性向上を図るため、DX推進等によるリ・スキリングの取組を促すことを目的として、県が実施するオンライン学習型リ・スキリング事業（以下、「本事業」という。）のオンライン講習について必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

### (1) リ・スキリング

今の職業で必要とされるスキルの大きな変化に適応するために、必要なスキルを獲得すること。

### (2) DX

企業がデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し競争上の優位性を確立すること。

### (3) 受講ライセンス

株式会社ベネッセコーポレーションがUdemy社との包括的業務提携契約を締結し提供するUdemy Business（以下、「UB」とする。）を利用するための権限をいう。

### (4) 総合管理者

UBの受講環境の提供、受講者の学習状況の把握その他本事業全体の管理を行う者（委託する場合にあっては受託者の責任者）をいう。

### (5) グループ管理者

事業者内において、自社の従業員又は個人事業主等に対し、UBの受講支援を行う者をいう。

## (実施方法)

第3条 県は、本事業を事業者に委託して行わせることができる。（以下、委託する場合にあっては「県」を「受託者」と読みかえるものとする。）

## (受講ライセンスの交付)

第4条 受講ライセンスの交付数は、受講者1人につき、1ライセンスとする。

2 受講ライセンス料は、上期・下期とも1ライセンスあたり、5,500円（税込）とする。利用期間開始後であっても随時、受講申込を可能とするが、受講ライセンス料は実際の受講期間にかかわらず1ライセンスあたりの料金単価は同額とする。

3 受講事業者等は、県が発行する請求書に基づき前項の受講ライセンス料を支払うものとする。なお、次条第3項各号に基づく取消しを受けた場合又は第13条に基づき自社の都合により受講を中止した場合の受講ライセンス料は返還しない。原則、受講ライセンス料は前払い制となり、請求書発行後20日以内に支払うこととし、受講ライセンス料の支払い確認後、各期の利用期間開始以降に、受講ライセンスを交付する。

## (受講ライセンスの利用期間及び取り消し)

第5条 本事業におけるUBの受講ライセンスの利用期間は上期令和8年4月17日（金）から令和8年9月29日（火）、下期令和8年10月1日（木）から令和9年3月15日（月）までとする。利用期間開始後についても随時、受講申込を可能とする。

- 2 ライセンスは利用期間が満了したとき自動的に失効する。
- 3 県は、次のいずれかに該当する場合、ライセンスを取り消すことができる。
  - (1) 受講ライセンスを第三者に譲渡し、又は利用させた場合
  - (2) 受講ライセンスを複数の個人で共有した場合
  - (3) Udemy利用規約その他Udemy社が提示する条件への違反が認められる場合
  - (4) その他本実施要領の定める規定への違反が認められる場合

(総合管理者)

第6条 総合管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 受講事業者等へのライセンスの配分に関すること。
- (2) グループ管理者の登録に関すること。
- (3) 受講者の学習状況の確認等に関すること。
- (4) その他本事業の実施に当たり必要となること。

(グループ管理者)

第7条 本事業の実施に当たっては、受講事業者内にそれぞれグループ管理者を置くこととする。

2 受講事業者等のグループ管理者は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 自社の従業員に対する受講アカウントの登録に関すること。
- (2) 自社の従業員の学習状況の管理に関すること。
- (3) その他自社の従業員がUBを受講するにあたり必要となること。

(受講ライセンスの交付対象)

第8条 ライセンスの交付対象となる者は、栃木県内に事務所又は事業所を有する事業者等であって、次の各号のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 表に示す基準のいずれかに該当する範囲で事業を営む事業者又はそれらの事業主から受講申込の承諾を得た個人であること。なお、資本金等を持たない事業者については、常時使用する従業員の数により、事務所又は事業所を複数有する事業者については、事務所又は事業所の単位の従業員の数により判断する。

主たる事業※	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※日本標準産業分類による業種区分とする。

- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている事業者でないこと。
- (3) 受講申込の時点で、営業に関して必要な許認可等を取得している事業者であって、破産、清算、民事再生手続若しくは会社更生手続開始の申立てがなされている事業者でないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及びそれらに類似する業種を営む者でないこと。
- (5) 県税の滞納その他の県に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でない認められる事業者でないこと。

- (6) 労働基準法等の労働関係法令に違反している事業者でないこと。
- 2 受講に際し、必要事項（受講者の氏名、年齢、メールアドレス等）を県が取得し、受講ライセンスの利用に必要な期間において株式会社ベネッセコーポレーションが管理することを承諾できる事業者等であること。
- 3 受講者の学習状況を集計し、統計的に整理した上で、今後の関連施策の検討に利用することを承諾できる事業者等であること。

#### （対象となる講座）

第9条 本事業の対象となる講座は、Udemy社が提供する全てのビジネス講座を対象とする。

- 2 受講者は受講期間中、計画的に学習を行うものとする。
- 3 受講者は、UB上の全ての講座から4講座以上受講する。そのうち2講座以上は以下のコースから1つ選択し、その中から受講する。
  - (1) 業務効率化コース（基礎編）（7講座）
  - (2) 集客・売り上げ向上コース（7講座）
  - (3) 新商品・新サービス開発コース（9講座）
  - (4) 経営戦略コース（7講座）
  - (5) Officeツール活用コース（5講座）
  - (6) 変化に対応できるチーム作りコース（4講座）

#### （受講者事業者等の募集）

第10条 ライセンスの交付を希望する事業者等の募集に当たっては、次のとおりとする。

- (1) ライセンス交付に関する募集は、県で実施する。
- (2) ライセンス交付に関する応募先は、県とする。

1 事業者あたりのライセンスの最大交付数は「5ライセンス」とし、うち1つはグループ管理者用を兼ねるものとする。事務所又は事業所を複数有する事業者についても、当該事務所等の総数にかかわらず、合計「5ライセンス」を上限とする。「5ライセンス」を超えて交付を希望する場合は、別途協議する。
- (3) ライセンス交付を希望する事業者等は、「（様式第1号）オンライン学習受講申請書（法人／個人事業主向け）」又は「（様式第2号）オンライン学習受講申請書（個人向け）」に必要事項を記入のうえ、申請する。
- (4) 募集期間その他受講事業者等の募集に関することについては、別途定める。

#### （受講者事業者等の決定）

第11条 県は、申請内容が本要領に定める要件を満たしているかを審査し、受講の可否について申請事業者等に通知する。

- 2 県は、希望ライセンス数をなるべく多くの事業者等が受講できるよう調整を行う場合がある。

#### （UBの受講方法等）

第12条 総合管理者から受講ライセンスの交付を受けたグループ管理者は、受講者に対し、受講アカウント登録の招待メール等を送付し、受講者は氏名、メールアドレス、パスワードを登録する。

- 2 グループ管理者は、割り当てられた受講ライセンス数を超えて、アカウント登録をさせてはな

らない。

- 3 受講アカウントは、原則、受講者の責任において管理することとし、第三者に譲渡し、又は利用させてはならない。
- 4 受講者は、パスワードを紛失したときは、総合管理者及びグループ管理者へ速やかに連絡しなければならない。
- 5 受講に当たって必要な事項については、UB管理マニュアル、受講者向け活用ガイド、その他Udemy社が提示する条件に定めるとおりとする。

(受講の中止等)

第13条 受講者は、受講を中止又は大幅に変更する必要があるときは、県に対して、中止又は変更する内容及び理由を記載した書面により、速やかに申し出なければならない。

(報告書の提出)

第14条 受講者は、受講期間が終了したときは、受講期間を終了した日の翌日から起算して10日を経過する日までに「(様式第3号) オンライン学習受講報告書(法人/個人事業主向け)」または「(様式第4号) オンライン学習受講報告書(個人向け)」を作成し、県に提出しなければならない。

(効果検証)

第15条 県は、学習管理システム及び報告書等の結果について取りまとめを行うとともに、一定期間経過後、受講事業者及び受講者に対しアンケートやヒアリングを行う場合がある。

- 2 受講事業者及び受講者は、県が行うアンケートや成果の情報提供等に可能な限り協力するよう努めることとする。

(その他)

第16条 要領に定めるもののほか、本ライセンスの交付等について必要な事項は県が定めることとする。

附 則

この要領は、令和8(2026)年4月1日から施行する。